

# 第 68 号 議 案

令和 2 年 2 月 17 日  
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 2 年 2 月 12 日付 31 議事第 604 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議 案 名	
1	第 3 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
2	第 4 5 号 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
3	第 4 6 号 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
4	第 7 3 号 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
5	第 7 7 号 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

## 1 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<b>職員のサービスの宣誓</b> 第2条第2項（新設）	【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は、別段の定めをすることができる旨を規定
<b>施行期日</b> 附則	令和2年4月1日

## 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<b>職員の定義</b> 第2条第1項第1号	【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】 市民講師を会計年度任用職員として任用することに伴う規定整備  講師（常時勤務及び再任用短時間勤務の者に限る。） →講師（時間講師及び日勤講師を除く。）
<b>教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置</b> 第4条の2（新設）	【給特法改正に伴う規定整備】 給特法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会は、その定めるところにより教育職員等の業務量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる旨を規定
<b>区市町村の職員に関する読替え</b> 第20条	【規定整備】 第4条の2について、「教育委員会」を「区市町村教育委員会」と読替え
<b>施行期日</b> 附則	令和2年4月1日

## 3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<b>条例非適用者</b> 本体付則第6項（新設）	【会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備】 期末手当に係る規定の適用から会計年度任用職員（パートタイム）を除外
<b>施行期日</b> 附則	令和2年4月1日

#### 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

原子力災害及び大規模災害に関する特殊勤務手当の特例の新設に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<b>爆発物等処理手当</b> 第11条第3項（新設）	<b>【原子力災害に関する特例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力緊急事態宣言がされた災害において、警戒区域・緊急事態応急対策実施区域等で放射性同位元素による被害防止措置等の業務に従事した場合には、支給上限額（日額）を引上げ                  本則 上限 5,500円 → 特例 上限 42,000円</li> <li>○ 具体の金額等は人事委員会の承認を得て規則で定める</li> </ul>
<b>特別救助手当</b> 第15条第3項（新設）	<b>【大規模災害に関する特例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急災害対策本部が設置された災害において、避難勧告等の措置区域内で被災者の救難等の業務に従事した場合には、支給上限額（日額）を引上げ                  本則 上限 1,680円 → 特例 上限 5,040円</li> <li>○ 具体の金額等は人事委員会の承認を得て規則で定める</li> </ul>
<b>適用除外</b> 本体附則第6項（新設） 本体附則第7項（新設）	<b>【特例規定の適用除外】</b> 東日本大震災における業務については、第11条第3項及び第15条第3項の適用を除外
<b>文言整備</b> 第15条第1項第2号 第4項 本体附則第3項 第4項	<b>【文言整備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の法律番号の削除</li> <li>○ 第15条第3項の新設に伴う改正</li> <li>○ 「平成34年3月31日」 → 「令和4年3月31日」</li> </ul>
<b>施行期日</b> 附則	令和2年4月1日

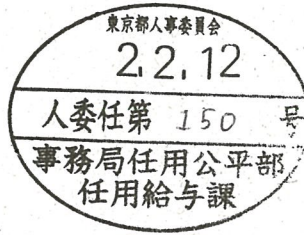
#### 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

出勤手当及び救出救助手当について「4」と同様の改正を行う。



31議事第604号  
令和2年2月12日

東京都人事委員会委員長  
青山 侑 殿



東京都議会議長  
石川 良



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和2年第1回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第33号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第45号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第46号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第73号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第77号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

# 条 例 改 正 案 文 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（8頁）

第三十三号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員の服務の宣誓に係る規定を設ける必要がある。

第四十五号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る」を「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する時間講師及び同条第二項に規定する日勤講師を除く」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置）

第四条の二 教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員（以下この条において「教育職員等」という。）が第十条に規定する正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

第二十条中「については」の下に「、第四条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

第四十 五号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十二号）の施行に伴い、教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。



第四十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。  
付則第七項を付則第八項とし、付則第六項を付則第七項とし、付則第五項の次に次の一項を加える。

6 この条例中第二十四条及び第二十四条の二の二から第二十四条の二の四までの規定は、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第七十三号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。  
第十一条に次の一項を加える。

3 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言がされた災害において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）で前項第二号に掲げる業務に従事した場合の第一項に規定する手当の額は、同号の規定にかかわらず、従事した日一日につき四万二千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

第十五条第一項第二号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第二号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項第二号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「（平成十一年法律第五十六号）」を削る。

附則に次の二項を加える。

6 第十一条第三項の規定は、附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による爆発物等処理手当の支給を受ける職員には適用しない。

7 第十五条第三項の規定は、附則第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。

第七十七号議案

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条に次の一項を加える。

3 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言がされた災害において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）で第一項に規定する消防活動に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、従事した日一日につき四万二千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

第七条第一項第三号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、同条に次の一項を加える。

4 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第三号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、第二項第三号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

附則第三項中「（平成十一年法律第五十六号）」を削る。  
附則に次の二項を加える。

5 第三条第三項の規定は、附則第三項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による出勤手当の支給を受ける

職員には適用しない。

6 第七条第四項の規定は、附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第三号の規定による救出救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。

# 条 例 改 正 新 旧 対 照 表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（9頁）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の服務の宣誓）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2  地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>別記様式一から様式五まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （職員の服務の宣誓）</p> <p>第二条（略） （新設）</p> <p>第三条（略）</p> <p>別記様式一から様式五まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）第二条第一項に規定する時間講師及び同条第二項に規定する日勤講師を除く。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第三条及び第四条（現行のとおり） （教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置）</p> <p>第四条の二 教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員（以下この条において「教育職員等」という。）が第十条に規定する正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</p>	<p>第一条（略） （職員の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条及び第四条（略） （新設）</p>



第五条から第十九条まで (現行のとおり)

(区市町村の職員に関する読替え)

第二十条 区市町村の職員については、第四条の二、第六条、第十条、第十一条、第十一条の二の二第二項、第十一条の三の四第二項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第十八条の二第二項の規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えて適用する。

第二十条の二及び第二十一条 (現行のとおり)

第五条から第十九条まで (略)

(区市町村の職員に関する読替え)

第二十条 区市町村の職員については、第六条、第十条、第十一条、第十一条の二第二項、第十一条の三の三第一項、第十二条の四第二項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項及び第十八条の二第二項の規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えて適用する。

第二十条の二及び第二十一条 (略)

学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
<p>第一条から第二十五条まで (現行のとおり)</p> <p>付 則</p> <p>1 から5まで (現行のとおり)</p> <p>6  この条例中第二十四条及び第二十四条の二の二から第二十四条の二の四までの規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>7  (現行のとおり)</p> <p>8  (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条から第二十五条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から5まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6  (略)</p> <p>7  (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第一条から第十条まで（現行のとおり） （爆発物等処理手当）</p> <p>第十一条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言がされた災害において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）で前項第二号に掲げる業務に従事した場合の第一項に規定する手当の額は、同号の規定にかかわらず、従事した日一日につき四万二千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。</p> <p>第十二条から第十四条まで（現行のとおり） （特別救助手当）</p> <p>第十五条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 災害対策基本法第六十条又は第六十三条、大規模地震対策特別措</p>	<p>第一条から第十条まで（略） （爆発物等処理手当）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>第十二条から第十四条まで（略） （特別救助手当）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条又</p>

置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動

三（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第二号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項第二号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

4 第一項第三号に掲げる業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に係る同項に規定する手当の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める手当の額にその百分の五十（当該業務が心身に著しい緊張を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

第十六条から第二十九条まで（現行のとおり）

附則

1及び2（現行のとおり）

は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動

三（略）

2（略）

（新設）

3 第一項第三号に掲げる業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に係る同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める手当の額にその百分の五十（当該業務が心身に著しい緊張を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

第十六条から第二十九条まで（略）

附則

1及び2（略）

<p>3 第二十六条の規定は、令和四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p> <p>4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）に際して、職員が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条第一項又は第六十一条の規定により、災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に派遣され、第十一条第二項第二号に掲げる業務に従事した場合の爆発物等処理手当の支給については、同号中「五千五百円」とあるのは、「四万二千元」と読み替えて、同号の規定を適用する。</p> <p>5 （現行のとおり）</p> <p>6 第十一条第三項の規定は、附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による爆発物等処理手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>7 第十五条第三項の規定は、附則第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。</p>	<p>3 第二十六条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p> <p>4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）に際して、職員が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条第一項又は第六十一条の規定により、災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に派遣され、第十一条第二項第二号に掲げる業務に従事した場合の爆発物等処理手当の支給については、同号中「五千五百円」とあるのは、「四万二千元」と読み替えて、同号の規定を適用する。</p> <p>5 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

改正案

現行

第一条及び第二条（現行のとおり）

第一条及び第二条（略）

（出動手当）

（出動手当）

第三条（現行のとおり）

第三条（略）

2（現行のとおり）

2（略）

3 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二

（新設）

項に規定する原子力緊急事態宣言がされた災害において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）で第一項に規定する消防活動に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、従事した日一日につき四万二千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

第四条から第六条まで（現行のとおり）

第四条から第六条まで（略）

（救出救助手当）

（救出救助手当）

第七条（現行のとおり）

第七条（略）

一及び二（現行のとおり）

一及び二（略）

三 災害対策基本法第六十条、第六十一条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における活動

2及び3（現行のとおり）

2及び3（略）

4 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第三号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、第二項第三号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で

（新設）

定める額とする。

第八条から第二十一条まで (現行のとおり)

附則

1及び2 (現行のとおり)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)に際して、職員が消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(次項において単に「緊急消防援助隊」という。)として災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に派遣され、第三条第一項に規定する消防活動に従事した場合の出動手当の支給については、同条第二項中「五千五百円」とあるのは、「四万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 (現行のとおり)

5 第三条第三項の規定は、附則第三項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による出動手当の支給を受ける職員には適用しない。

6 第七条第四項の規定は、附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第三号の規定による救出救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

第八条から第二十一条まで (略)

附則

1及び2 (略)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)に際して、職員が消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(次項において単に「緊急消防援助隊」という。)として災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に派遣され、第三条第一項に規定する消防活動に従事した場合の出動手当の支給については、同条第二項中「五千五百円」とあるのは、「四万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 (略)

(新設)

(新設)

## 趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

## 概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

#### ※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

## 施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日



# 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

## ○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

## ○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園  
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、  
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

## ○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

### <基本とする時間>

○在校している時間

### <加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

### <除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

## ○上限時間

- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

## ○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

## ○留意事項

### (1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

### (2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

### (4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

## ○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律 新旧対照表  
 ○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正後

（教育職員に関する読替え）

第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と、同法第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる」と、この場合において、公務員の

現行

（教育職員に関する読替え）

第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の規定を適用するものとし、同法第二条、「と」、「から第三十二条の五まで」とあるのは、「第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）」は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2・3 （略）

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることに

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2・3 （略）

（新設）

より学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。